安全衛生活動 R6年6月号

社員の皆さん、6月は、全国安全週間の準備期間となっています。

令和6年度は、「**危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全**」のスローガンの下に雄交も取り組みを強化してまいりますので、ご協力をお願い致します。

全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的とした厚生労働省主催の運動です。

今回は、皆さんとともに、不安全行動とは?を考えてみたいと思います。

"不安全行動とは?【事例】"

「不安全行動」とは、事故・災害を起こす可能性がある作業員や作業関係者の行動のことをいい、次のようなものがあげられます。

皆さんが、日常の作業を振り返って、リスクがあると思われる行動がいくつかあるでしょうか? 以下のやってはいけない行動を常に意識しながら、準備期間内での作業を行うようにお願い致します。

- ①防護・安全装置を無効にする
- ②安全措置の不履行
- ③不安全な状態を放置
- ④危険な状態を作る
- ⑤機械・装置等の指定用途外での使用
- ⑥運転中の機械・装置等の掃除、注油、修理、点検等
- ⑦保護具未使用、選択・使用方法の誤り
- ⑧危険場所への接近
- ⑨その他の不安全な行為
- ⑩運転の失敗 (乗物)
- ①誤った動作 ②その他



不安全行動は、人間が持っている特性(ヒューマンファクター)に よって引き起こされる

ヒューマンファクターは、周囲の環境や人間関係、規範やルールなどから影響を受けて知恵や習慣として潜在的に培われます。例えば「いつもやっているから大丈夫だろう」という慣れや過信から安全な作業手順やルールを守らなかったり、思い込みで行動したり、「これくらいなら大丈夫だろう」と無理な作業をおこなったりしてしまう人間の特性がそれにあたります。労働災害につながりかねない不安全行動を少しでも減らすためには、失敗した人を責めるのではなく、失敗の原因となったヒューマンファクターを見極め、失敗しにくい作業環境を整えていくことが重要ですので、安全点検やリスクアセスメントも実施してまいりますので、皆さまのご協力をお願い致します。

作成者:木津敏仁